

国海查第 268 号の 2
令和元年 12 月 3 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 木下 和彦 殿

国土交通省 海事局

検査測度課長 石原 典雄



消防設備の承認試験基準の制定について
(関連:平成 24 年 5 月 22 日付け国海查第 57 号)

標記について、下記の消防設備のプロトタイプ品に係る承認試験につき、別紙のとおり承認試験基準を制定しましたのでご連絡いたします。

記

炎探知器の承認試験基準

炎探知器の承認試験基準

1. 総論 (EN54-10 1)

船舶消防設備規則(昭和 40 年運輸省令第 37 号)第 5 条第 14 号及び船舶の消防設備の基準を定める告示(平成 14 年国土交通省告示第 516 号)第 34 条に規定する「火災探知装置(位置識別機能付火災探知装置を除く。)及び位置識別機能付火災探知装置の探知器」のうち、「炎探知器」に關し、基準適合性を確認するための試験方法及びその判定基準は、下表のとおりとする。

2. 一般要件

2.1 適合性 (EN54-10 4.1)

本規格に適合するため、探知器は本項の要求事項を満たし(目視検査または技術的評価によって確認しなければならない)、3 項で述べられているように試験し、要求事項を満たすものとする。

2.2 等級 (EN54-10 4.2)

探知器は、「II 性能試験 2.4 項」で指定された試験基準に従って 1 種、2 種または 3 種のいずれか、一つまたは二つ以上の感度等級を満たすものとする。

2.3 個別警報表示 (EN54-10 4.3)

各探知器は、警報が復旧するまで発報した探知器が識別できるような内蔵式赤色可視表示灯を備えるものとする。探知器の他の状態が可視表示できる場合、探知器が保守モードに切り替えられる場合を除いて、他の状態表示は警報表示と明確に区別出来るものでなければならぬ。着脱可能な探知器については、表示灯は据え付けベースまたは探知器ヘッドのどちらに内蔵してもかまわぬ。

2.4 付属装置の接続 (EN54-10 4.4)

探知器が付属装置(例えば、室外表示灯・制御リレーなど)への接続や短絡が探知器の正しい動作を妨げてはならない。

2.5 着脱可能な探知器の監視 (EN54-10 4.5)

着脱可能な探知器については、ベースから探知器ヘッドが取り外されたことを検知して故障信号を発する手段を遠隔監視装置(例えば、受信機)に設けなければならない。

2.6 メーカー調整 (EN54-10 4.6)

特殊な手段(例えば、特殊なコードや工具を使用)やシールを撕いたり剥がしたりすることによる以外は、メーカーの設定は変更不可能であるものとする。

2.7 探知現場での感度調整 (EN54-10 4.7)

探知器の現場感度調整機能がある場合;

- a) メーカーが規格に適合していると主張する各設定に対して、探知器は本基準の要求基準を満たしているものとし、その設定について探知器上にマーキングされているものに対応する等級を達成するものとする。
- b) 上記 a)項の各設定について、調整手段へのアクセスは、コードまたは特殊工具の使用または設置場所から移動させることによってのみ可能であるものとする。

c) メーカーが本規格に適合していると主張しない設定は、コードまたは特殊工具の使用によってのみアクセス可能であるものとし、これらの設定が使用される場合には、探知器が本規格に適合していないことを探知器上または関連資料内に明記しなければならない。
注: これらの調整は、探知器または受信機のいずれで行ってもかまわない。

2.8 資料 (EN54-10 4.8)

探知器は、正しい施工および動作を確実にするために十分な技術・施工および保守資料と一緒に供給されると一緒に供給されるものとする。①これらの資料が探知器と一緒に付するかまたは添付するものとする。

注: メーカーが製造した探知器が本基準の要求事項を満たしていることを認証する機関によって、追加情報が要求される場合は、探知器の正しい動作を確認するために、これらの資料は探知器からの信号の信号の正しい処理に関する基準を記述していないなければならない。これは、こうした信号の完全な技術仕様書・適切な信号プロトコールを引用すること、または適切なタイプの受信機を言及することのいずれでの形式でもかまわない。

3. 試験 (EN54-10 5)

3.1 環境条件 (EN54-10 5.1.1)

試験手順に関して別途記述がない限り、IEC60068-1で述べられている下記の標準環境条件で試験サンプルを安定させた後で、試験は行うものとする：

- a) 溫度 : (15~35)°C
- b) 相対湿度 : (25~75)%
- c) 大気圧 : (86~106)kPa

3.2 許容範囲 (EN54-10 5.1.4)

要求基準または試験方法に許容範囲や公差が明記されていない場合、許容範囲のリミットは±5%を適用するものとする。

3.3 原則 (EN54-10 5.1.5.1)

応答ポイントは、探知器を適切な炎源からの輻射にさらし、探知器が 30 秒以内に容易に警報状態を発生させる最大距離をいう。

3.4 試験機器 (EN54-10 5.1.5.2)

試験機器は、添付資料 A に記述されているとおりとする。

機器の設計と構造および試験エリア周辺の表面は、窓を透過するものは除いて炎源からの輻射が探知器に達しないようなものでなければならぬ（壁や試験機器の他の部分からの輻射の反射がないことや、バーナーの周囲に高温の燃焼生成ガスや高温面がないことを意味している）。

試験の際は、探知器をその光軸に合わせることおよび探知器の検出素子面に対する距離を測定することが必要である。探知器が十分に定義された光軸を持つていない場合、メーカーが本試験方法のために光軸を指定しなければならない。探知器上の容易に識別できる面に対するこの光軸の位置は、試験レポートに注記しなければならない。同様に、探知器の検出素子が十分に定義された面にない場合、メーカーが本試験方法のためにこの面を指定しなければならない。探知器上の容易に識別できる面に対するこの面の位置は、試験レポートに注記しなければならない。

3.5 初回測定 (EN54-10 5.1.5.3)

試験プログラムの開始前に、試験に提出されたサンプルからランダムに選択したある 1 個の探知器の応答ポイントが 1300mm~1700mm の範囲内にあるように、窓の適切なエリアを実験で測定しなければならない。使用する窓のサイズおよび形状を記録し、試験全体を通じて一定に保たなければならない。調整可能な感度をもち、その調整範囲が二つ以上の探知器等級をカバーする探知器については、探知器の各感度等級に対して適切な窓のサイズを決定する必要がある。

3.6 炎源の安定性 (EN54-10 5.1.5.4)

適切な窓のサイズを決定した後で、かつ応答ポイントの測定前に、炎源の光軸に関する放射照度を添付資料 A.5 で指定された輻射計を使用して測定するものとする。

この測定は、炎源を変調せず、また窓を遮蔽せずに行わなければならない。放射照度の測定値は記録し、炎源の放射照度が 5%を越えて変化しなかったことを確認するために試験プログラム全体を通じて基準値として使用するものとする。

3.7 試験要領 (EN54-10 5.1.6)

試験サンプルを受信機に接続し、15 分間またはメーカーが指定する時間をかけて安定させる。この安定時間中、添付資料 A.3 で指定されたシャッターを使用して、応答ポイントの測定に影響する可能性のある輻射源から試験サンプルをシールドすること。

応答ポイントの測定を開始する前に、バーナーが安定した使用状態に達するようにしておくこと。炎源からの試験サンプルの距離を変化させ、各距離において探知器はシャッターを使用して炎源に 30 秒間さらるものとする。応答ポイント D は、この 30 秒間以内に探知器が容易に発報状態となる窓と試験サンプルの検出素子との間で測定した最大距離(単位:cm)である。

探知器の応答が前の炎源への暴露に左右されることがわかっている場合には、応答ポイントの測定に大幅に影響しないことを確実にするために、各暴露の前に十分な時間をおくなければならない。確率的な(一定しない)応答特性を持つ探知器のために、D の各値は各測定を少なくとも 6 回繰り返し、その平均値を D とすることで得るものとする。この繰り返しは、追加の値が D の平均値を 5%以上変化させなくなるまで続けるものとする。

補足: 確率的な(一定しない)応答特性を持つ探知器とは、反復性試験(EN54-10 5.3)の試験結果における応答ポイント、D_{max} 及び D_{min} の値が、反復性試験の平均値に対し 5%未満の変化に収まる応答特性をもつ場合をいう。

3.8 簡易な機能試験 (EN54-10 5.1.7)

試験要領が簡易な機能試験を要求している場合、探知器に警報応答をもたらすのに十分な輻射源に探知器をさらすものとする。使用する輻射源の特性と探知器をさらす時間は、該当する製品に適切なものとする。

3.9 試験の準備 (EN54-10 5.1.8)

下記のものを準備すること。

着脱可能な探知器については、探知器ヘッド 8 個とベース 8 個。着脱不可能な探知器については、試験サンプル 8 個。
試験サンプルは、構造および校正に関してメーカーの通常に生産する製品を代表するものでなければならない。

注：これは、再現性試験で求められた8個の試験サンプルの平均応答ポイントが通常に生産する製品の平均を代表するものでなければならず、再現性試験で指定されるか、リミットもメーカーの生産品に適用できるものでなければならない。

3.10 試験スケジュール (EN54-10 5.1.9)

探知器は、表1に示す試験スケジュールに従つて試験するものとする。再現性試験の後、応答ポイントの最大値(最も高い感度設定において)を持つ試験サンプル4個に1から4という番号を付け、残りのサンプルに5から8という番号を付けるものとする。

表1 試験スケジュール

試験	関連国際規格等の条項								供試体番号	
	EN54-10	IEC	E10.1	1	2	3	4	5		8
I 製品試験	1 外観・構造試験	--	--	2.	X	X	X	X	X	X
II 性能試験	2.1 再現性	5.2	--	--	X	X	X	X	X	X
	2.2 反復性	5.3	--	--	X	X	X	X	X	X
	2.3 方向依存性	5.4	--	--	X	X	X	X	X	X
	2.4 火災感応	5.5	--	--	X	X	X	X	X	X
	2.5 閃光	5.6	--	--	X	X	X	X	X	X
III 環境試験	3.1 絶縁抵抗	--	60092-504	9.	X	X	X	X	X	X
	3.2 耐電圧	--	60092-504	10.	X	X	X	X	X	X
	3.3 低温	5.8	60068-2-1 Test Ab 又は Ad	11.	X	X	X	X	X	X
	3.4 乾燥高温	5.7	60068-2-2	5.	X	X	X	X	X	X
	3.5 振動	5.14	60068-2-6 Test Fc	7.	X	X	X	X	X	X
	3.6 湿度	5.9	60068-2-30 Test Db	6.	X	X	X	X	X	X
	3.7 塩水噴霧	--	60068-2-52 Test Kb	12.	X	X	X	X	X	X
	3.8 静電気放電イミュニティ	5.17	61000-4-2 Level 3	13.	X	X	X	X	X	X
	3.9 高周波放射電磁界イミュニティ	5.17	61000-4-3 Level 3	14.	X	X	X	X	X	X
	3.10 フースト・トランジエント//バースト・イミュニティ	5.17	61000-4-4 Level 3	17.	X	X	X	X	X	X
	3.12 サージ・イミュニティ	5.17	61000-4-5 Level 2	18.	X	X	X	X	X	X
	3.13 伝導高周波妨害イミュニティ	5.17	61000-4-6 Level 2	16.	X	X	X	X	X	X
	3.14 伝導低周波妨害イミュニティ	--	61000-4-16	15.	X	X	X	X	X	X

I 製品試験

		試験方法		判定基準		対応する国際基準	備考
1	1	外観試験 外観、寸法、重量等を仕様書及び図面と照合して確認する。		1	1	仕様書及び図面のとおりであること。	
	2	構造試験 構造について、仕様書及び図面に基づき確認する。			2	仕様書及び図面のとおりであること。	

II 性能試験

		試験方法		判定基準		対応する国際基準	備考
2	1	再現性試験 各試験サンプルの応答ポイントを 3.7 項に従って測定し、応答ポイント D の各値を記録する。調整可能な感度を持ち、その調整可能範囲が 2 つ以上の感度等級をカバーしている。	1	1 各等級の感度設定について、 $D_{max}:D_{mean}$ の比が 1.15 以下であり、 $D_{mean}:D_{min}$ の比が 1.22 以下であること。	En54-10 5.2		
2	反復性試験 試験サンプルの応答ポイントを 3.7 項に従って 6 回測定する。 応答ポイント D の最大値を D_{max} 、最小値を D_{min} とする。	2	$D_{max}:D_{min}$ の比が 1.14 以下であること。	En54-10 5.3			
3	方向依存性試験 図 1 に示すように探知器の光軸と輻射源の光軸が一直線となるように、探知器を光学ベンチに取り付ける。次に、探知器を光軸に対して、光軸と検出素子の平面が交差するポイントを通して回転させる。探知器の応答ポイントを下記について測定する。 $\alpha=15^\circ, 30^\circ, \dots, \alpha_{max}$ は、そのタイプの探知器に対してメーカーが指定した受光角の $1/2$ の最大角度である。 角度 α を α_{max} にセットして、試験サンプルをその光軸に対して角度 β だけ回転させ、下記の角度について応答ポイントをさらに 7 回測定するものとする。 $\beta=45^\circ, 90^\circ, 135^\circ, 180^\circ, 225^\circ, 270^\circ, 315^\circ$	3 応答ポイント $D_{max}:D_{min}$ の比が 1.41 以下であること。	En54-10 5.4				
4	火災感度試験 本試験は、探知器が 30 秒以内に警報信号を発することができるかを調べるために、探知器を既知の距離 d にある試験火災の輻射にさらすことによって行う。8 個の試験サンプルを、その光軸が水平面にあり、床面からの高さが $1500 \pm 200\text{mm}$ となるようにして、サポートに取り付ける。図 2 で定義されている入射水平角 I_H は 5° 以下であるものとする。 添付資料 C.1 に従って n ベブタンを入れた火皿を、火災が通風によつて影響を受けないような場所で、探知器の検出素子面から 12m 離れた所に置く。この場所には試験火災に対する探知器の応答に影響しうる輻射源があつてはならない。探知器は輻射からシールドし、少なくとも 15 分間まで	4 探知器は下記 1 種、2 種または 3 種の感度を達成するものとする。 等級 探知器は、8 個の試験サンプル全てが各タイプの火災に対して 30 秒以内に応答した最大距離に応じて、下記のように分類される： 1 種： 全ての試験サンプルが試験火災に最大 25m の距離(25m を含む)で応答する場合	En54-10 5.5	特定の炎の探知器を対象とする場合は、その炎を探知するのに適した性能を確認するため、別途指示する試験方法によること。			

試験方法	判定基準	対応する国際基準	備考
はメーカーが指定した時間、安定させる。燃料を発火させ、少なくとも 1 分間燃焼させておく。次にシャッターを取り除き、探知器を火災からの輻射に 30 秒間さらす。 この 30 秒間が過ぎたら、探知器を再び火災の輻射からシールドし、各探知器の状態を記録する。 8 個全ての試験サンプルが警報状態になった場合、探知器は試験火災に応答したものとみなすこと。1 個でも試験サンプルが応答しなかった場合、探知器は本試験に不合格であるとみなすものとする。 添付資料 C.2 に従って、メタルアルコール炎についても、上記の試験を行う。 次に火災と探知器の距離を 17m と 25m にして、全ての試験要領を繰り返す。調整可能な感度を持つている探知器については、上記の試験は両端の感度設定に対して行うものとする。調整範囲が 2 つ以上の感度等級をカバーしている場合、試験は各等級に対応した感度設定に対して行わなければならない。	2 種： 全ての試験サンプルが試験火災に最大 17m の距離(17m を含む)で応答する場合 3 種： 全ての試験サンプルが試験火災に 12m の距離で応答する場合 いづれかの試験サンプルが 12m の距離で試験火災に応答しなかった場合、等級付けてはならない。 本規格に適合しているとメーカーが主張している試験した各感度設定において、探知器は 1 種、2 種または 3 種に分類するものとする。 調整可能な感度を持つている、調整範囲が 2 つ以上の感度等級をカバーしている探知器については、各感度設定で決定された感度等級は探知器上にマーキングされた感度等級と一致しなければならない。		
5 閃光試験	試験サンプルは、暗室で 1 時間安定させておく。次に試験サンプルを下記の光源にさらす： a) 白熱灯(変調) 1 秒オン・1 秒オフを 20 回行い、その後に、 b) 白熱灯(連続) 2 時間ランプの変調は電源のオンオフすることによって行う。 試験サンプルは、コンディショニング中の警報または故障信号を検出するためモニターしなければならない。 1. 連続光源(上記 b))にさらした後ただちに、光源をオフにしたまで、応答ポイントを 3.7 項に従って測定する。本試験において測定された応答ポイントと再現性試験で同じ試験サンプルに対して測定された応答ポイントの大さい値を D_{max} 、小さい値を D_{min} と呼ぶものとする。 2. 測定を完了した後ただちに、光源をオフにし、試験サンプルを 5 分間回復させる。この回復時間が終了したら、応答ポイントを 3.7 項に従って測定する。本試験において測定された応答ポイントと再現性試験で同じ試験サンプルに対して測定された応答ポイントの大さい値を D_{max} 、小さい値を D_{min} と呼ぶものとする。	En54-10 5.6	En54-10 5.6

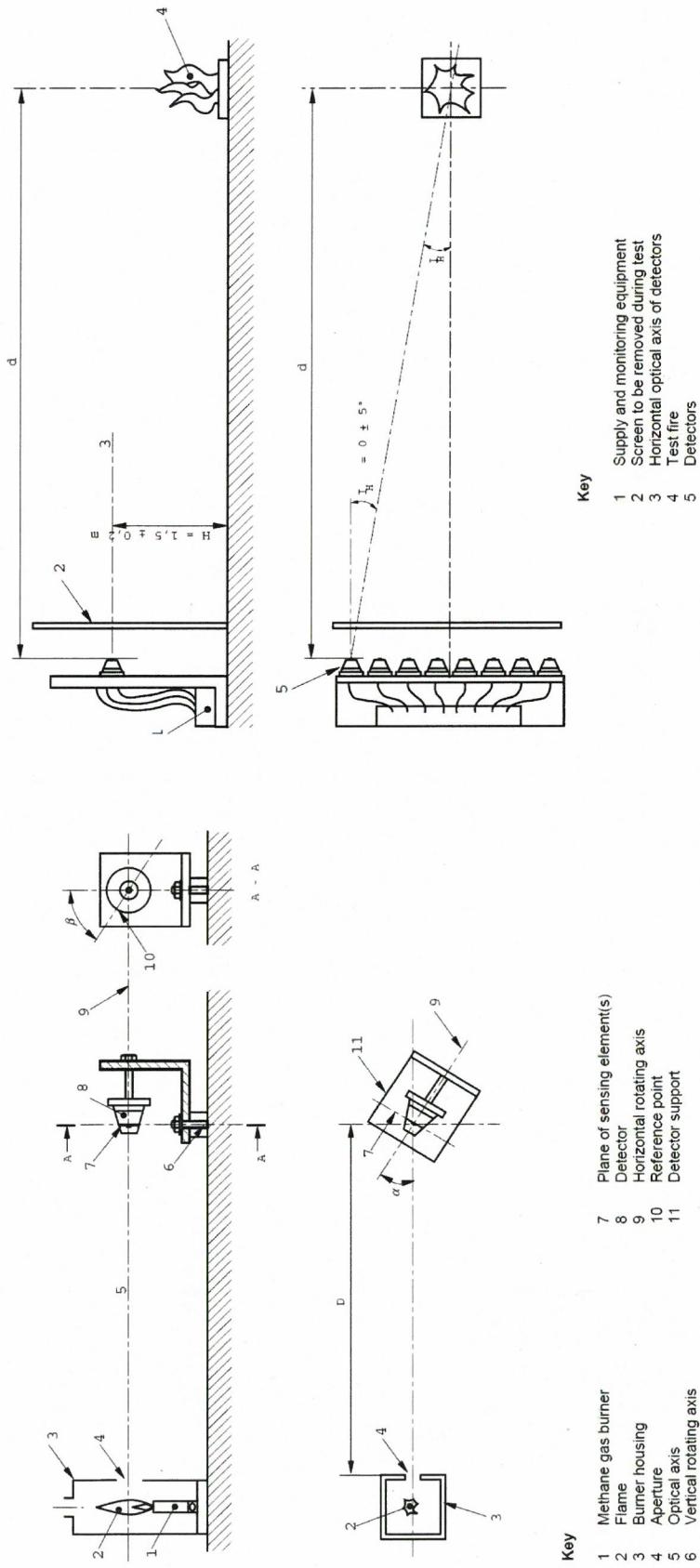


図1 方向依存性の測定

図2 火災感度試験

III 環境試験

	試験方法	判定基準	対応する国際基準	備考
3 1	絶縁抵抗試験 極性の異なる導電部間及び導電部と大地間の絶縁抵抗を次に示す試験電圧で測定する。	1 次に示す絶縁抵抗値以上であること。 定格電圧: V_r (V) 試験電圧 (V) 65V 以下 定格電圧の 2 倍 (最低 24V) 65V を超える 500V	IEC 60092-504	電気機器、電子機器等に適用。
	温湿度試験、低温試験、塩水噴霧試験及び耐電圧試験の前後に測定する。 電子部品等を使用することにより、試験電圧を加えることが望ましくない回路がある機器では、その回路を切離した後試験電圧を加える。	試験前: 10MΩ 以上 試験後: 1MΩ 以上 試験前: 100MΩ 以上 試験後: 10 MΩ 以上		
2	耐電圧試験 極性の異なる導電部間及び導電部と大地間に交流 50Hz 又は 60Hz の次に示す電圧を 1 分間加える。	2 1 (1) 機器に異常がなく、正常に作動すること。 (2) $D_{max}:D_{min}$ の比が 1.26 以下であること。	IEC 60092-504	電気機器、電子機器等に適用。
	定格電圧: V_r (V) 試験電圧 (V) 65V 以下 定格電圧の 2 倍 + 500V 65V を超え 250V 以下 1500V 250V を超え 500V 以下 2000V 500V を超え 690V 以下 2500V			
3	電子部品等を使用することにより、試験電圧を加えることが望ましくない回路がある機器では、その回路を切離した後試験電圧を加える。	3 1 (1) 機器に異常がなく、正常に作動すること。 (2) $D_{max}:D_{min}$ の比が 1.26 以下であること。	IEC 60068-2-1, Test Ab 又は Test Ad EN54-10 5.8	
	低温試験 装置は、機能確認時以外は非作動状態にし、温度+5°C±3°C の環境条件を 2 時間適用し、終了する前後に機器の作動を確認する。 暴露甲板等に設置される機器にあっては、環境条件を−25°C±3°C として試験を行ふ。 試験の詳細については IEC60068-2-1, Test Ab 又は Test Ad によること。			
4	乾燥高温試験 装置を作動状態にし、温度+70°C±2°C の環境条件を 16 時間適用し、終了する前後に機器の作動を確認する。 他の機器とともにコンソール又は筐体内に納められる機器及び熱源の近くに設置される可能性のあるものを除き、上記試験は温度+55°C±2°C の試験としてよい。 上記の試験条件よりも厳しい温度条件が明記されている機器については、同意された試験温度及び試験時間で試験を行う。 試験方法の詳細については IEC Pub.60068-2-2 によること。	4 1 (1) 機器に異常がなく、正常に作動すること。 (2) $D_{max}:D_{min}$ の比が 1.26 以下であること。	IEC 60068-2-2 EN54-10 5.7	

試験方法	判定基準	対応する国際基準	備考
5 振動試験 機器の作動状態において $2(+3, -0)$ Hz～100Hz の振動周波数に対して、次に示す振幅又は加速度で掃引し共振点(共振周波数)を探す掃引試験を行う。 共振が認められないときは、加速度±0.7G の振動を 30Hz で 90 分間加える耐久試験を行う。 共振が認められたときは、対策を施して再び掃引試験又は共振周波数での振動(振幅又は加速度)は掃引試験と同じ)を 90 分間加える耐久試験を行う。 掃引試験において、共振点が互いに近接して複数認められた場合は耐久試験に変えて 120 分間の掃引耐久試験を実施することができる。この場合の掃引の範囲は $Q \geq 2$ となる有害な共振点(機器の動作不良が起こり、チャタリング等の機械的振動を増長させたりする周波数をいう。)のうち最大のものにおける振動周波数を中心にして 0.8 倍から 1.2 倍の範囲とする。 試験中に機器の作動を確認する。 試験は 3 軸方向について行う。 ディーゼル機関、空気圧縮機等の振動条件が厳しい機関に装備する機器にあっては、試験条件を次により行う。	5 1 (1) 機器に異常がなく、正常に作動すること。 (2) $D_{max}:D_{min}$ の比が 1.26 以下であること。 振動周波数 2 (+3, -0)Hz～13.2Hz 振幅±1.0mm 13.2Hz～100Hz 加速度±0.7G	IEC 60068-2-6, Test Fc EN54-10 5.14	
6 溫湿度試験 環境条件:温度+55°C±2°C、湿度+95%±5% (試験開始条件:温度+25°C±3°C、湿度 95%以上) 1 サイクル 24 時間の試験(前半 12 時間は環境条件を適用し、後半 12 時間は環境条件を取り去る)を 2 サイクル行う。 1 サイクル目は機器を作動状態とし、2 サイクル目は作動確認時以外は非作動状態とする。1 サイクル目の環境条件に達した後の最初の 2 時間、2 サイクル目の前半最後の 2 時間及び環境条件を取り去った後に機器の作動を確認する。 2 サイクル目の試験時間は、機器の作動を確認する都合により必要であれば、延長してもよい。 試験方法の詳細については IEC 60068-2-30, Test Db によること。	6 1 (1) 機器に異常がなく、正常に作動すること。 (2) $D_{max}:D_{min}$ の比が 1.26 以下であること。 振動周波数 2 (+3, -0)Hz～25Hz 振幅±1.6mm 25Hz～100Hz 加速度±4.0G	IEC 60068-2- 30, Test Db EN54-10 5.9	

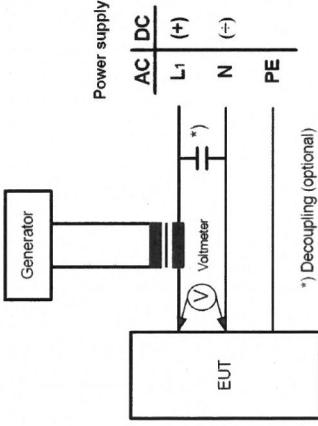
試験方法			判定基準	対応する国際基準	備考								
7 塩水噴霧試験 機器は、機能確認時以外は非作動状態とし、5%±1%のNaCl 溶液を2 時間噴霧し、7 日間放置するサイクルを4 サイクル行い、それぞれのサイクルの終了日及び終了後4 時間以内の間に機器の作動を確認する。 試験終了後、機器の表面上の腐食や品質の劣化の有無を確認する。 試験方法の詳細については、IEC 60068-2-52、Test Kb による。	7 1	(1) 機器に異常がなく、正常に作動すること。 (2) $D_{max}:D_{min}$ の比が 1.26 以下であること。	IEC 60068-2-52, Test Kb	暴露甲板等閉 い区域に設置 される機器に のみで外部が構 成されている 場合はこの試 験は行わない。 耐食性材料の 適用。									
8 静電気放電ミュニティ試験 次による静電気放電ミュニティ試験を行い、機器の作動を確認する。 <table border="1"><tr><td>接触放電</td><td>6 kV</td></tr><tr><td>気中放電</td><td>2, 4, 8 kV</td></tr><tr><td>放電間隔</td><td>1 秒</td></tr><tr><td>放電回数</td><td>1 極性につき 10 回</td></tr></table> 試験方法の詳細については、IEC 61000-4-2, Level 3 による。	接触放電	6 kV	気中放電	2, 4, 8 kV	放電間隔	1 秒	放電回数	1 極性につき 10 回	8 1	(1) 供試品は、試験後に、その目的とする運 転を継続できること。 (2) 製造者が発行した技術仕様書に定めら れた性能又は機能が劣化又は喪失しない こと。 (3) 試験中において、自己回復可能な性能 の劣化又は機能喪失は認められるが、実 際の運転状態又は記憶されたデータが変 更されるものであつてはならない。 (4) $D_{max}:D_{min}$ の比が 1.26 以下であるこ と。	IEC 61000-4- 2, Level 3 EN54-10 5.17	電気機器、電 子機器等に 適用。	
接触放電	6 kV												
気中放電	2, 4, 8 kV												
放電間隔	1 秒												
放電回数	1 極性につき 10 回												
9 高周波放射電磁界ミュニティ試験 次による高周波放射電磁界ミュニティ試験を行い、機器の作動を確認す る。 <table border="1"><tr><td>周波数範囲</td><td>80 MHz～2 GHz</td></tr><tr><td>変調</td><td>1 kHz 正弦波での 80%AM 變調</td></tr><tr><td>電界強度</td><td>10 V/m</td></tr><tr><td>周波数掃引速度</td><td>$\leq 1.5 \times 10^3$ ディケード／秒 又は $1\% / 3$ 秒</td></tr></table> 機器の試験のために 1 kHz の入力信号を必要とする場合は、400 Hz の 80%AM 變調としてもよい。 試験方法の詳細については、IEC 61000-4-3, Level 3 による。	周波数範囲	80 MHz～2 GHz	変調	1 kHz 正弦波での 80%AM 變調	電界強度	10 V/m	周波数掃引速度	$\leq 1.5 \times 10^3$ ディケード／秒 又は $1\% / 3$ 秒	9 1	(1) 供試品は、試験中及び試験後におい て、その目的とする運転を継続できること。 (2) 製造者が発行した技術仕様書に定めら れた性能又は機能が劣化又は喪失しない こと。 (3) $D_{max}:D_{min}$ の比が 1.26 以下であるこ と。	IEC 61000-4- 3, Level 3 EN54-10 5.17	電気機器、電 子機器等に 適用。	
周波数範囲	80 MHz～2 GHz												
変調	1 kHz 正弦波での 80%AM 變調												
電界強度	10 V/m												
周波数掃引速度	$\leq 1.5 \times 10^3$ ディケード／秒 又は $1\% / 3$ 秒												

	試験方法	判定基準	対応する国際基準	備考
10	<p>電気的ファースト・トランジエント／バースト・イミュニティ試験 次による電気的ファースト・トランジエント／バースト・イミュニティ試験を行い、機器の作動を確認する。</p> <p>1つのバ尔斯の立上がり時間 5 ns(10%～90%値) 1つのバ尔斯の幅 50 ns(50%値) 開回路試験電圧 電源ラインと大地間： 2 kV 信号・制御ライン： 1 kV (クランプ注入) バースト間隔 300 ms バースト長 15 ms 電圧印加時間 1極性につき 5 分間</p>	10 1	<p>(1) 供試品は、試験後に、その目的とする運動を継続できること。 (2) 製造者が発行した技術仕様書に定められた性能又は機能が劣化又は喪失しないこと。 (3) 試験中において、自己回復可能な性能の劣化又は機能喪失は認められるが、実際の運転状態又は記憶されたデータが変更されるものであつてはならない。 (4) $D_{max}:D_{min}$ の比が 1.26 以下であること。</p>	<p>IEC 61000-4-4, Level 3 EN54-10 5.17</p>

	試験方法		判定基準	対応する 国際基準	備考																					
11	<p>サーバ・ミュニティ試験</p> <p>次によるサーバ・ミュニティ試験を行い、機器の作動を確認する。試験は、AC 及び DC 電源ポートに適用する。</p> <table border="1"> <tr> <td>開回路電圧</td> <td>パルスの立上がり時間</td> <td>1.2 μs(フロント時間)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パルスの幅</td> <td>50 μs(半値までの時間)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>振幅(ピーク)</td> <td>ラインと大地間： 1 kV</td> </tr> <tr> <td>短絡電流</td> <td>パルスの立上がり時間</td> <td>8 μs(フロント時間)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パルスの幅</td> <td>20 μs(半値までの時間)</td> </tr> <tr> <td>繰り返し率</td> <td></td> <td>最低 1 回／分</td> </tr> <tr> <td>パルス印加回数</td> <td></td> <td>1 極性につき 5 回</td> </tr> </table> <p>電源ラインと信号ラインを共有する場合の試験回路は下図による。</p>	開回路電圧	パルスの立上がり時間	1.2 μ s(フロント時間)		パルスの幅	50 μ s(半値までの時間)		振幅(ピーク)	ラインと大地間： 1 kV	短絡電流	パルスの立上がり時間	8 μ s(フロント時間)		パルスの幅	20 μ s(半値までの時間)	繰り返し率		最低 1 回／分	パルス印加回数		1 極性につき 5 回	1	<p>(1) 供試品は、試験後に、その目的とする運転を継続できること。</p> <p>(2) 製造者が発行した技術仕様書に定められた性能又は機能が劣化又は喪失しないこと。</p> <p>(3) 試験中において、自己回復可能な性能の劣化又は機能喪失は認められるが、実際の運転状態又は記憶されたデータが変更されるものであつてはならない。</p> <p>(4) $D_{max}:D_{min}$ の比が 1.26 以下であること。</p>	IEC 61000-4-5, Level 3 EN54-10 5.17	電気機器、電子機器等に適用。
開回路電圧	パルスの立上がり時間	1.2 μ s(フロント時間)																								
	パルスの幅	50 μ s(半値までの時間)																								
	振幅(ピーク)	ラインと大地間： 1 kV																								
短絡電流	パルスの立上がり時間	8 μ s(フロント時間)																								
	パルスの幅	20 μ s(半値までの時間)																								
繰り返し率		最低 1 回／分																								
パルス印加回数		1 極性につき 5 回																								

試験方法	判定基準	対応する国際基準	備考										
<p>試験方法の詳細については、IEC 61000-4-5, Level 3による。</p>													
<p>1.2 伝導高周波妨害ミニユーティ試験 次による伝導高周波妨害ミニユーティ試験を行い、機器の作動を確認する。</p> <table border="1"> <tr> <td>波数範囲</td> <td>150 kHz~80 MHz</td> </tr> <tr> <td>振幅変調</td> <td>1 kHz 正弦波での 80%AM 変調</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>3 V(rms)</td> </tr> <tr> <td>周波数掃引速度</td> <td>$\leq 1.5 \times 10^3$ ディケード／秒 又は 1% / 3 秒</td> </tr> </table> <p>電源ライン、信号・制御ラインに対して行う。 機器の試験のために 1 kHz の入力信号を必要とする場合は、400 Hz の 80%AM 変調としてもよい。 船橋又は甲板上に設置される機器にあっては、次の試験条件を追加する。</p> <table border="1"> <tr> <td>スロット周波数</td> <td>2, 3, 4, 6.2, 8.2, 12.6, 16.5, 18.8, 22, 25 MHz</td> </tr> </table>	波数範囲	150 kHz~80 MHz	振幅変調	1 kHz 正弦波での 80%AM 変調	電圧	3 V(rms)	周波数掃引速度	$\leq 1.5 \times 10^3$ ディケード／秒 又は 1% / 3 秒	スロット周波数	2, 3, 4, 6.2, 8.2, 12.6, 16.5, 18.8, 22, 25 MHz	<p>12</p> <p>1</p> <p>(1) 供試品は、試験中及び試験後において、その目的とする運転を継続できること。 (2) 製造者が発行した技術仕様書に定められた性能又は機能が劣化又は喪失しないこと。 (3) $D_{max}:D_{min}$ の比が 1.26 以下であること。</p>	<p>IEC 61000-4-6, Level 2 EN54-10 5.17</p>	
波数範囲	150 kHz~80 MHz												
振幅変調	1 kHz 正弦波での 80%AM 変調												
電圧	3 V(rms)												
周波数掃引速度	$\leq 1.5 \times 10^3$ ディケード／秒 又は 1% / 3 秒												
スロット周波数	2, 3, 4, 6.2, 8.2, 12.6, 16.5, 18.8, 22, 25 MHz												

		試験方法	判定基準	対応する 国際基準	備考
		電圧 試験方法の詳細については、IEC 61000-4-6, Level 2 による。	10 V(rms)		
13	伝導低周波妨害コミュニティ試験 次による伝導低周波妨害コミュニティ試験を行い、機器の作動を確認する。 (機器が 50 Hz 定格の場合は括弧内の数値を使用する)	周波数範囲 試験電圧 (rms)	60 Hz~12 kHz(50 Hz~10 kHz) AC 供給電圧の 10% (50~750 Hz) 供給電圧の 1% (750 Hz~5 kHz) 供給電圧の 1% (5~12 kHz) ただし、最小電圧 3 V とする。 DC 供給電圧の 10% 50 Hz~10 kHz	13 1 (1) 供試品は、試験中及び試験後ににおいて、その目的とする運転を継続できること。 (2) 製造者が発行した技術仕様書に定められた性能又は機能が劣化又は喪失しないこと。 (3) $D_{max}:D_{min}$ の比が 1.26 以下であること。	IEC 61000-4- 16 電気機器、電子機器等に適用。

試験方法		判定基準		対応する 国際基準	備考
最大電力	2 W				
最大電力 2 W を維持するために、試験電圧を下げてもよい。 試験回路は下図による。					
 <p>Generator</p> <p>Power supply</p> <p>AC DC</p> <p>L1 (+)</p> <p>N (-)</p> <p>PE</p> <p>Voltmeter</p> <p>EUT</p> <p>*) Decoupling (optional)</p>					
試験方法の詳細については、IEC 61000-4-16 による。					

添付資料 A
(基準)

応答ポイントの測定用機器

A.1 光学ベンチ (Optical bench)

輻射源と探知器の光軸を相対的に一致した状態に維持しながら輻射源と探知器間の距離を調整できるようにするために、試験機器として光学ベンチを使用する。応答ポイントの変動を考慮に入れるため、光学ベンチは少なくとも 2.5m の有効使用長を持つているものとする。

試験サンプルや試験装置の他の部分に使用される取り付けスタンドは、光学ベンチの軸に平行な方向へ動くようになつてゐるものとする。光学ベンチに取り付けられた個々のものと間の距離を $\pm 10\text{mm}$ の精度で測定する手段を設けるものとする。

探知器取り付けスタンドは、探知器の光軸と輻射源の光軸を一致させることができるように探知器の高さと方向の調整ができるものとする。また、探知器取り付けスタンドは、探知器をその光軸およびそれとは別個に光軸と垂直な第二の軸に対し、光軸と検出素子の平面が交差するポイントを通過するように回転させることができるものとする。回転角を $\pm 5^\circ$ の精度で測定する手段を設けるものとする。

適切な光学ベンチの配置例は図 A1 に示されている。

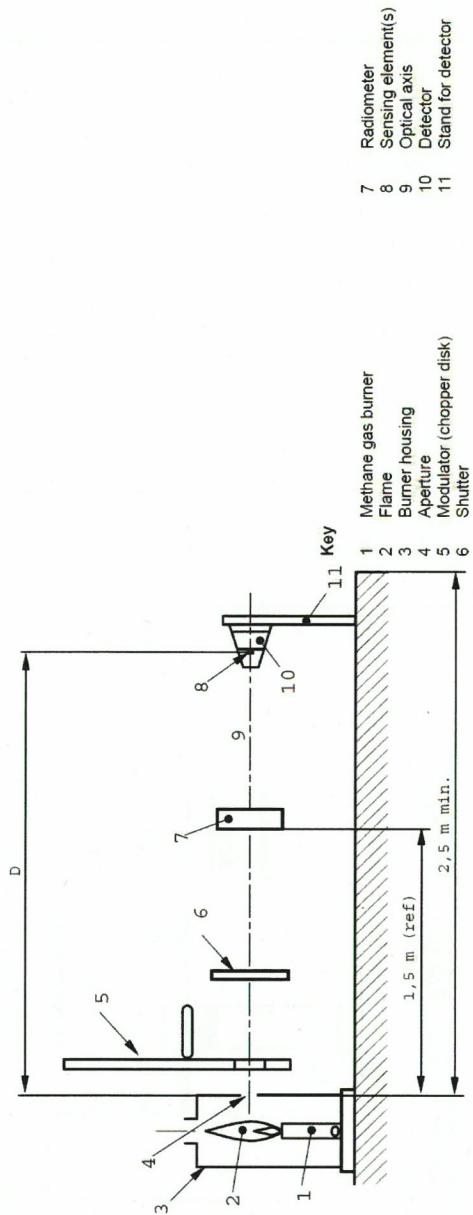


図 A.1 光学ベンチの配置

A.2 輻射源 (Radiation source)

輻射は、試験中の探知器が応答すると思われる波長帯域に炎(ちらつきなし)の輻射出力があり、純度が 98%以上のメタンを燃焼させるガスバーナーによって発生させることとする。これらの波長帯域のちらつきは、適切な方法を使用して測定するものとする。輻射の平均平方根(RMS)振幅変調は 5%を越えてはならない。

有効な輻射出力は、試験中の探知器のいかなる位置から見ても窓の全体エリアが炎で満ちているような炎の正面に位置している窓によって設定するものとする。本試験方法では、窓は輻射源とみなすものとする。窓の中心を通る垂直軸を輻射源の光軸とみなすものとする。

輻射源として使用に適したバーナーは、添付資料 B に示されている。

A.3 シャッター (Shutter)

シャッターは、試験サンプルを輻射源からシールドできるものを使用すること。このシャッターは、探知器を輻射源にさらす時間を土 2 秒の精度で制御できるものとする。

A.4 変調器 (Modulator)

輻射源からの輻射は、試験中の探知器にメーカーが指定した携帯の変調を与えることができる適切な手段(例:rotating chopper disc など)で変調するものとする。指定する変調周波数はゼロでもかまわない。メーカーが変調をしていない場合、探知器の応答ヒーク値に対応する周波数を測定するためにランダムに選択した試験サンプルに対して測定を行うものとする。この周波数は記録し、事後全ての測定で使用するもとする。

A.5 輻射計 (Radiometer)

輻射計は、輻射源から生じる放射照度をモニターするために使用する。輻射計の検出素子は、輻射源の光軸上の窓から 1400mm~1600mm の一にするものとする。輻射計は、開口部からの距離が指定範囲内で ±5 mm の再現性で設定できるように、光学レンズのスタンドに取り付けなければならない。

輻射計の波長応答性は試験に用いられる探知器に適しているものとし、メーカーが指定しても差し支えないものとする。メーカーが波長範囲を指定していない場合、輻射計は、IR 探知器については 4.0μm~4.8μm、UV 探知器については 160nm~280nm の範囲でのみ輻射に感応するものとする。

添付資料 B
(参考)

メタンバーナーの例

図 B.1 は、A.2 の輻射幅に適したバーナーの例である。
このバーナーには輻射出力を一定に保つために定圧でガスを供給しなければならない。

Dimensions in millimetres

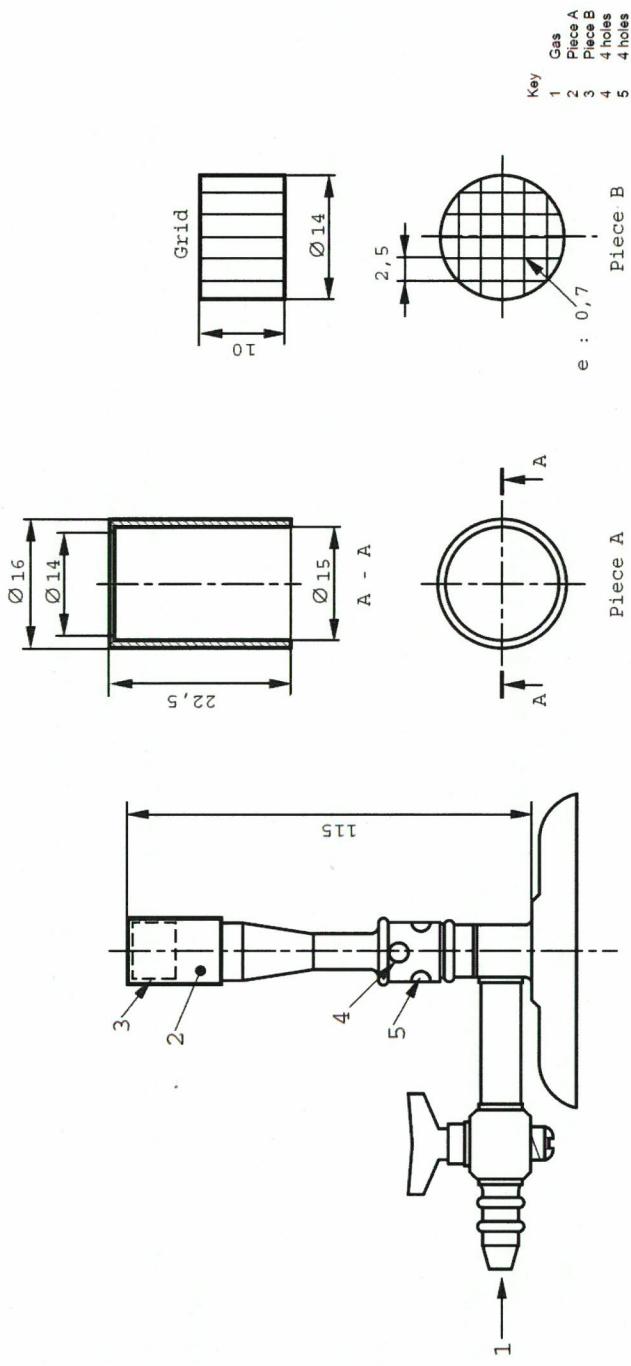


図 B.1 メタンバーナーの例

添付資料 C
(基準)

試験炎

C.1 n-ヘプタン炎

本炎は、黄色い(すの出る)炎で燃焼する火災を代表するものである。

- a) 燃料:
容積比で約 3%のトルエン(純粧)を含んだ、約 500ml の n-ヘプタン(純粧)。
使用する燃料の量は、火皿の底面が試験中ずっと完全に燃料で覆われるくらい十分あるものとする。
- b) 配置:
ヘプタン／トルエン混合燃料は、厚さ 2mm のスチールシート製寸法が 330mm × 330mm × 50mm(深さ)の正方形の火皿で燃焼させるものとする。
- c) 初期温度:
燃料の初期温度は、 $20 \pm 10^{\circ}\text{C}$ とする。
- d) 発火:
発火は、燃料の初期温度や成分に影響されない、都合の良い手段で行うものとする。
- e) 試験の終了:
探知器を炎にさらしてから 30 秒後。

C.2 メチルアルコール炎

本炎は、クリアな(見えない)炎で燃焼する火災を代表するものである。

- a) 燃料:
容積比で少なくとも 90%のエチルアルコール($\text{C}_2\text{H}_5\text{OH}$)を含む約 1500 ml のメチルアルコール。
使用する燃料の量は、火皿の底面が試験中ずっと完全に燃料で覆われるくらい十分あるものとする。
- b) 配置:
メチルアルコールは、厚さ 2 mm 製寸法が 500 mm × 500 mm × 50 mm(深さ)の正方形の火皿で燃焼させるものとする。
- c) 初期温度:
燃料の初期温度は、 $(20 \pm 10)^{\circ}\text{C}$ とする。
- d) 発火:
発火は、燃料の初期温度や成分に影響されない、都合の良い手段で行うものとする。
- e) 試験の終了:
探知器を炎にさらしてから 30 秒後。

添付資料 D
(基準)

閃光試験用機器

本項で記述されており図 D.1 に示されている試験機器は、図 A.1 に示されている光学ベンチに取り付けられるように製造されているものとする。光源は、IEC60064 に適合している透明なガラス球をもつた 25W タングステン白熱灯 2 個で構成される。光源には AC、50Hz の電源供給を行うものとする。図 D.1 に示すように、探知器のセンサー部から試験機器の光源までの光軸が一直線に維持できるように、光源を取り付けるものとする。ランプスタンドと探知器間の距離が約 500 mm となり、探知器のスタンドを移動させた場合でもこの固定距離で保たれるように、光源と探知器のセンサーを接続するものとする。

ランプの色温度が $2830\text{K} \pm 100\text{K}$ となるように、ランプへの電圧供給を調整するものとする。次に、ランプと探知器との間の距離を調整し、ランプが探知器のセンサー面に 100 Lux を提供するようになる。

上記の測定は、直径が 50 mm 以上で IEC の標準観察曲線に対応するスペクトル感度をもつ光電式セレンム電池を使用して行うこと。

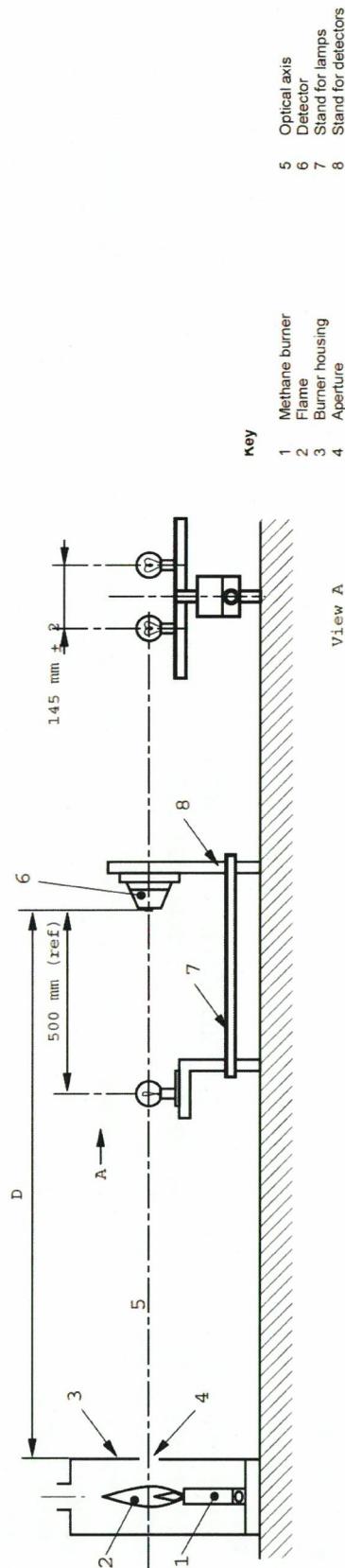


図 D.1 閃光試験用機器